

情審第13号
平成26年1月8日

小田原市長 様

小田原市情報公開審査会
会 長 石 嶋 襄

公文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて（答申）

平成25年3月29日付け環保第253号をもって諮問(諮問第20号)のあった公文書一部公開決定処分に対する異議申立て事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

異議申立人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 本件請求の内容

異議申立人は、平成23年5月17日付け環保第39号文書「事業所からの騒音に対する指示について（通知）」（以下「指示書」という。）により、XXXXXXXXXX（以下「事業所」という。）が実施機関に提出した特定施設設置届出書の公文書公開請求を行った。なお、異議申立人は、騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）の届出対象機器に当たる空気圧縮機2台の騒音の防止の方法等が記載された特定施設設置届出書の公開を求めている。

第3 異議申立ての経緯

- 1 異議申立人は、平成25年1月7日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、本件請求を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第1号により個人情報を非開示情報とし、平成25年1月25日付けで本件処分を行った。なお、同処分の通知書の備考欄には「特定施設設置届出書は空気圧縮機1台分のみ存在」と記載した。
- 3 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成25年3月20日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し、異議申立書を提出した。

第4 異議申立人の主張の要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立人の異議申立ての趣旨は、本件処分の変更を求めるものであり、具体的には、今回1台分の特定施設設置届出書（以下「本件文書」という。）しか公開されていないが、本事業所では複数の特定施設が稼動しており、設置台数分の届出書の公開を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
平成25年3月20日付け異議申立書、同年5月7日付け公文書一部公開決定処分理由説明書に対する意見書及び同年6月25日付けの意見書によると、異議申立人の主張の要旨はおおむね次のとおりである。なお、異議申立人からの申出がなかったため、口頭意見陳述は行われていない。
 - (1) 事業所には、本件文書に記載された空気圧縮機1台以外にも、同等の空気圧縮機1台が事業所西側1階に設置されており、昼夜問わず稼動している。指示書により、法の届出対象機器について速やかに届出を行うよう指導があるにもかかわらず、本件文書しか存在し

ないということであれば、明らかな法の届出義務違反ということになる。

- (2) 実施機関側も複数の空気圧縮機の存在を承知し、また自ら届出指示を出しておきながら、基準値を超え苦情の出るような騒音を発生させている特定工場に対し、現地調査もまともに行わず違法状態を長期に渡り放置していることは、明らかな職務の怠慢となる。
- (3) 実施機関の説明では「事業所より提出されている届出書は一部公開を行ったものが全てである。」とのことだが、この説明では本件文書しかない理由が不明確である。何を根拠にこのような説明ができるのか理解ができない。複数台の設備の設置を承知しておきながら他の設備の対象の有無については一切触れようともせず、事業所から提出された1台分の届出書の有無のみを問題としており、行政の不作为を露呈するこのような行為は、特例市として管理監督責任のある実施機関の明らかな職務の怠慢である。
- (4) 以上により、事業所西側1階設置の空気圧縮機についても、特定施設設置届出書が存在していなければならず、本件処分は不当である。早急なる現地調査を実施のうえ、速やかな設置台数分の特定施設設置届出書公開を求める。

第5 実施機関の主張の要旨

平成25年4月18日付け公文書一部公開決定処分理由説明書、同年7月18日及び同年8月27日実施の口頭意見陳述によると、実施機関の主張の要旨はおおむね次のとおりである。

- 1 事業所から提出されている特定施設設置届出書は、本件文書が全てであり、非公開情報とした個人情報以外の内容について全て公開している。
- 2 「特定施設」は法に定めがあり、コンプレッサや送風機の区分はあるが、原動機の出力は共に7.5キロワット以上となっており、全てが届出義務の対象となるわけではない。事業所に立ち入りを行った際、2階設置のコンプレッサについては、その銘板を確認することにより届出義務があると判断した。しかし、1階設置のコンプレッサや2階設置の送風機については、その存在は認識したが、その場で出力が確認できなかったため、届出義務については判断ができなかった。指示書により事業所に対して指導を行った際、届出対象となる場合の数値基準等を示し、出力などを確認した上で当該施設が特定施設に該当する場合は、届け出るように伝えた。この結果、本件文書が提出され、2階設置のコンプレッサ1台分のみが記載されていた。
- 3 特定施設は、事業所からの届出行為になるので、本件文書が提出された後、実施機関側から立入調査を行うようなことはしていないが、苦情対応として、事業所に対し、他の施設が届出対象となるかどうか、再度確認を促すような対応はしていきたいと考えている。

第6 審査会の判断

- 1 審査会の審査対象の範囲について

始めに、当審査会の審査対象の範囲について述べる。

条例で規定する当審査会の権限は、実施機関が公文書公開請求に対して行った諾否決定処分が妥当であるかどうかを調査審議することである。異議申立人は、現地調査を実施のうえ、速やかな設置台数分の特定施設設置届出書の公開を行うよう求めているが、将来の実施機関の調査行為に基づく設置届出書という、現在存在しない文書の公開については、審査対象外である。したがって、当審査会としては、現在存在する文書は本件文書しかないのかどうかについてのみ、次のとおり検討する。

2 本件処分について

当審査会では、異議申立人の異議申立書、公文書一部公開決定処分理由説明書に対する意見書及び平成25年6月25日付けの意見書並びに実施機関の公文書一部公開決定処分理由説明書及び口頭意見陳述に基づき本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

(1) 法第2条は、特定施設を「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるもの」と定義している。これに基づき、当該政令である法施行令第1条別表第1には、該当する施設が挙げられ、そこには空気圧縮機（「コンプレッサ」と同義である。）及び送風機が含まれているが「原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。」という限定がされている。また、同法第6条は、特定施設を設置しようとする者に対し、当該施設の市町村長への届出義務を定めている。

これらの規定の意味するところは、特定施設は、その設置者が、該当の有無を調査、判断し、市町村長に届け出るものであると解釈される。

(2) このことを踏まえて本件処分について検討する。異議申立人は、本件文書以外の特定施設設置届出書が存在していなければならないと主張しているが、一方、実施機関は、事業所から届出があったのは本件文書のみである、と主張する。

確かに、事業所に複数の施設が設置されていることは、実施機関も認識しているところである。しかし、前述のとおり、それらの施設が特定施設に該当するかどうかは、事業所が調査、判断し、実施機関に届け出るものである。したがって、事業所から届出があったのが現時点では本件文書のみであり、それ以外の届出書は存在していないとすることは不合理なものとは言えず、また、仮に事業所から本件文書以外の届出書が提出されていたとしても、実施機関が、それらを隠ぺいし、本件文書のみを公開するというような対応を求めて行う事情は認めがたく、他に複数台数分の届出を疑うべき特別な事情も見当たらない。

以上から、実施機関の主張は不合理なものとは言えず、現時点で本件文書以外に他の施設に関する特定施設設置届出書は存在しないと判断される。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第7 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のように審議等を行った。なお、平成25年3月29日環保第254号をもって諮問(諮問第21号)のあった異議申立て事案と併せて審議等を行ったことを申し添える。

年 月 日	経 過 内 容
平成25年 3月29日	実施機関からの諮問書を受理
平成25年 4月 4日	実施機関に対して「公文書一部公開決定処分理由説明書」の提出を依頼
平成25年 4月18日	実施機関から「公文書一部公開決定処分理由説明書」を受理
平成25年 4月23日	異議申立人に対し「公文書一部公開決定処分理由説明書」の写しを送付するとともに「公文書一部公開決定処分理由説明書に対する意見書」の提出を依頼
平成25年 5月 9日	異議申立人から「公文書一部公開決定処分理由説明書に対する意見書」(平成25年5月7日付け)を受理
平成25年 5月10日	実施機関に対し「公文書一部公開決定処分理由説明書に対する意見書」の写しを送付
平成25年 6月 3日 第46回情報公開審査会	事案の審議
平成25年 6月11日	異議申立人に対し、口頭意見陳述の意向について回答を依頼
平成25年 6月27日	異議申立人から「意見陳述に関する回答書」及び意見書(平成25年6月25日付け)を受理
平成25年 7月18日 第47回情報公開審査会	実施機関の口頭意見陳述の聴取、事案の審議
平成25年 8月27日 第48回情報公開審査会	実施機関の口頭意見陳述の聴取、事案の審議
平成25年10月10日 第49回情報公開審査会	答申案の検討
平成25年11月11日 第50回情報公開審査会	答申案の検討